

令和3年7月13日

麻生太郎 財務大臣 殿
西村康稔 国務大臣 殿

立憲民主党 国内酒業振興議員連盟

「緊急要請」

「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との酒類の取引停止について（依頼）」の撤回を求める

令和3年7月8日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び国税庁酒税課の連名により、酒類業中央団体連絡協議会各組合に対し、「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との酒類の取引停止について（依頼）」とする事務連絡が発出された。

同事務連絡においては、酒類販売事業者に対し、飲食店が緊急事態措置区域等における都道府県からの酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じていないことを把握した場合には、都道府県が要請を行っている期間中、当該飲食店と酒類の取引を停止するよう依頼する旨が示されている。

こうした酒類販売事業者に対する依頼は、現在のコロナ禍において極めて厳しい経営環境下にある事業者に対し、更なる追い打ちをかけるものであり、事業の継続性を損なうおそれもあることから、既存の支援制度に加えた十分な補償も行わないまま取引の停止を求めることは許容できない。

さらに、酒類販売業免許を所管する官庁からの依頼であることが事業者には大きな影響を及ぼし得ることを踏まえると、法律上の根拠を有しない依頼文書を安易に発出する姿勢は、極めて重大な問題があると指摘せざるを得ない。

以上から、同事務連絡を直ちに撤回することを求めるものである。